

欧州連合司法裁判所、25の加盟国による欧州単一効特許の枠組創設の
無効を求めるイタリアとスペインの訴えを棄却

2013年4月19日
JETRO デュッセルドルフ事務所

イタリアとスペインが、両国を除く25の加盟国の参加による欧州単一効特許の枠組創設を承認した2011年3月10日のEU理事会の決定の無効を求めていた裁判で、欧州連合司法裁判所(CJEU)は4月16日、訴えを棄却する判決を下した旨プレスリリースを行った。

欧州単一効特許(以下「単一特許」)の翻訳言語問題に関しては、英語、ドイツ語、フランス語を柱とする提案にイタリアとスペインが妥協の姿勢を示さず、27の全EU加盟国による合意が困難となっていた。このため、2011年3月10日、EU理事会は、EU条約(TEU)第20条及びEU運営条約(TFEU)第326条から第334条に規定される「強化された協力(Enhanced Cooperation)」の制度を利用し、両国を除く25の加盟国が参加する単一特許の枠組み創設の承認を決定していた。これに対し、イタリアとスペインは2011年5月、上記決定の無効を求める訴えをCJEUに起こしていた。

その後、単一特許及び統一特許裁判所の創設の議論は、CJEUの判断を待つことなく進展し、2012年12月、EU理事会と欧州議会によって、(1)単一特許規則(単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する2012年12月17日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012)、及び(2)単一特許の翻訳言語規則(「単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する適用翻訳言語の取決めに関する2012年12月17日理事会規則(EU) No 1260/2012)、及び(3)統一特許裁判所協定で構成されるパッケージが承認されるに至った。これらは、今後、英国、ドイツ、フランスを含む13か国による協定の批准を待って、早ければ2014年1月に適用が開始される予定である。

今回、イタリアとスペインの訴えが棄却されたことにより、単一特許及び統一特許裁判所を実現する上での大きな懸念が解消されることになった。しかし、スペインが先月、(1)単一特許規則及び(2)単一特許の翻訳言語規則がEU条約に照らして適法でないとして、新たな訴えをCJEUに起こしたとの情報もあり、翻訳言語問題をめぐる争いの結末については予断を許さない状況である。

本判決の判示事項の概要は以下のとおり。

<EU理事会には承認権限がないとの主張について>

イタリアとスペインは、TFEU第118条に規定された知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設は、加盟国と欧州連合との間で共有される権限の範囲外であるか

ら、EU理事会は本件決定（強化された協力の制度による欧州単一特許の枠組創設を承認した2011年3月10日のEU理事会の決定）を行う権限がないと主張した。しかし、CJEUはこの主張を退け、TFEU第118条に規定された知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設は、TFEU第4条(2)に規定される加盟国と欧州連合との間で共有される権限の範囲内であり、したがってTEU第20条に規定される、強化された協力を確立する非排他的な権限に属すると判断した。

<権限の濫用との主張について>

イタリアとスペインは、本件決定は、一部の加盟国を困難な交渉の外に置き、TFEU第118条に規定された全会一致の要件を迂回するものであって、権力の濫用であると主張した。しかし、CJEUはこの主張を退け、本件決定は、TEU第20条及びTFEU第326条等の条件を満足する限り、権力の濫用ではなく、合理的な期間内に言語問題について合意ができなかったことを踏まえると、むしろ統合過程に貢献するものであると判断した。

<「最終手段」の条件を満たしていないとの主張について>

イタリアとスペインは、本件決定が、TEU第20条(2)に規定される「最終手段」の条件を満たしていないと主張した。しかし、CJEUはこの主張を退け、EUレベルでの単一特許創設の議論が2000年から始まり、様々な言語の取決めが加盟国の間で議論されたにもかかわらずどれも支持が得られなかったことを踏まえると、本件決定が「最終手段」の条件を満たしていると判断した。

<TEU第20条(1)、TFEU第118条、TFEU第326条及びTFEU第327条に違反しているとの主張について>

イタリアとスペインは、本件決定が欧州連合の統合過程を強化しておらず、TEU第20条(1)に違反すると主張した。しかし、CJEUはこの主張を退け、欧州特許条約（EPC）によって付与されている特許が加盟国で単一保護を与えていないのに対して、単一特許が参加加盟国の全ての領域で単一保護を与えることから、本件決定が欧州連合の統合過程を強化していると判断した。

イタリアは、本件決定によって承認されたものは、EU全域では有効でない知的財産権の創設であり、TFEU第118条に違反すると主張した。CJEUは、TFEU第118条の「EU全域」の表現に関して、本決定により創設される知的財産権の統一的な保護が、EU全域ではなく参加加盟国の全域で有効なものとなることは、本件においてTFEU第118条によって与えられた権限が、強化された協力の範囲で行使されている事実内に内在するものであると判断した。そして、この結論はTFEU第118条に違反するものではなく、むしろTEU第20条(4)の「強化された協力の枠組において採択された決議は、参加する加盟国のみを拘束する。」との規定から必然であるとして、イタリアの主張を退けた。

イタリアとスペインは、本件決定が、TFEU第326条の「域内市場または経済的、社会的及び地域的な結束を損ねてはならない。それは、加盟国の通商において障壁または差別を設けず、また加盟国間の競争を歪めてはならない。」との規定に違反していると主張した。また、英語、フランス語及びドイツ語を柱とする言語の取決めにより、これらの言語での事業をより容易にし、事業間の競争を歪め差別的であると主張した。

しかし、CJEUはこの主張を退け、TFEU第118条への整合性について述べたのと同じ理由で、本件決定が域内市場または経済的、社会的及び地域的な結束を損ねるとはいえないと判断した。また、言語の取決めは本決定の時点では予備的なものであったことから、この点の是非については本訴訟では扱わないとした。

スペインは、本件決定が、両国が受け入れられない言語を優遇していることから、参加しない加盟国の権限、権利及び義務を尊重しておらず、TFEU第327条に違反していると主張した。しかし、CJEUはこの主張を退け、本決定は参加しない権限、権利及び義務をなんら害するものではなく、参加しない加盟国にとって、参加していれば合意しないであろうルールを導入することは、許されると判断した。

<EUの司法制度を無視しているとの主張について>

スペインは、本件決定は、想定される裁判制度を特定していないため、EUの司法制度を無視していると主張した。しかし、CJEUはこの主張を退け、本件決定は単に強化された協力の確立を承認しただけであり、強化された協力の中で採用される制度についてさらなる情報を含む必要はないと判断した。

<参考：関連条文の仮訳>

TEU第20条

1. 欧州連合の非排他的な権限の枠組において相互に強化された協力の確立を希望する加盟国は、本条文及び欧州連合運営条約第326条乃至第334条に規定される制約と詳細な取り決めに従い、条約の関連規定を適用することにより、欧州連合の機関を活用し、その権限を行使することができる。

強化された協力は、欧州連合の目標を促進し、欧州連合の利益を保護し、かつ、欧州連合の統合過程を強化することを目的とする。そのような協力は欧州連合運営条約第328条に従い、常に全ての加盟国に開かれている。

2. 強化された協力を承認する決定は、そのような協力の目的が欧州連合全体によって合理的な期間内に達成できないことが立証された場合に、少なくとも9の加盟国が参加する前提において、理事会によって最終手段として採択される。理事会は欧州連合運営条約第329条に規定される手続に従い決議する。

3. 理事会の全ての構成員は理事会の協議に参加することができるが、強化された協力に参加する加盟国を代表する理事会の構成員のみが投票に参加する。投票の規則は欧州連合運営条約第330条において規定される。

4. 強化された協力の枠組において採択された決議は、参加する加盟国のみを拘束する。その決議は、欧州連合への加盟候補国が受け入れるべき法体系全体の一部とはみなされない。

TFEU第4条

1. 欧州連合は、条約が第3条及び第6条に規定される領域に関連しない権限を与える場合、加盟国と権限を共有する。

2. 欧州連合と加盟国との間で共有される権限は、以下の主な領域に適用される。

(a) 域内市場

(以下略)

TFEU第118条

域内市場の確立及び運営に照らし、欧州議会と理事会は、通常立法手続に従い、EU全域における知的財産権の統一的な保護をもたらす欧州知的財産権の創設、及び、集中化したEU全域の統一的な許可、調整と管理体制の構築のための手段を確立する。

理事会は、特別立法手続に従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取り決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。

TFEU 第 326 条

あらゆる強化された協力は条約及び欧州連合の法令に従う。

そのような協力は、域内市場または経済的、社会的及び地域的な結束を損ねてはならない。それは、加盟国の通商において障壁または差別を設けず、また加盟国間の競争を歪めてはならない。

TFEU 第 327 条

あらゆる強化された協力は、参加しない加盟国の権限、権利及び義務を尊重するものでなければならない。参加しない加盟国は、参加する加盟国によるその実施を妨げてはならない。

— CJEU のプレスリリースは、以下参照 —

[The Court has dismissed the actions brought by Spain and Italy against the Council's decision authorizing enhanced cooperation in the area of the single European patent \(PDF\)](#)

— CJEU の判決は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Grand Chamber\)](#)

－ イタリアとスペインの提訴に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
[イタリアとスペイン，25 の加盟国による欧州単一特許の枠組み創設に関し CJEU へ提訴
\(2011年6月4日\) \(PDF\)](#)

－ 欧州単一効特許に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
[欧州議会，欧州単一効特許の法的枠組みを賛成多数で採択 －正式に EU の規則として成立
へ－ \(2012年12月11日\) \(PDF\)](#)
[欧州連合，欧州単一効特許の EU 規則を官報に掲載 \(2013年1月22日\) \(PDF\)](#)
[EU の 24 ヲ国，統一特許裁判所協定に署名 \(2013年2月19日\) \(PDF\)](#)

(以上)